

一般社団法人広島県精神保健福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人広島県精神保健福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を広島県広島市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、精神保健事業を推進し、もって県民の精神的健康の保持、向上を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 精神保健知識の普及、啓発に関すること
- (2) 精神保健関係者の研修に関すること
- (3) 精神保健の相談指導に関すること
- (4) 地域精神保健活動の推進に関すること
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次の2種によって構成する。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 名誉会員 この法人に対し、特に功労のあった者で、理事会の決議により推薦された者
- 2 正会員は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第6条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出ることにより、任意でいつでも退会することができる。

- 2 会員の死亡、会費を2年以上納入しないとき、又は会員である団体が解散したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第9条 会員が、この法人の名誉をき損し、又はその設立の趣旨に反する行為をしたときは、総会において総正会員の決議により、これを除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、除名の決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第10条 退会し、又は除名された会員が既に納付した会費その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第11条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 事業報告の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総会を招集するには、正会員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の10日前までに文書をもって通知しなければならない。
 - 3 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は会長に対し、総会の目的である事項及び、招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第15条 総会の議長は、その総会において、出席正会員のなかから選任する。

(議決権)

- 第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

- 第17条 総会は総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第18条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

(書面表決等)

- 第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって(電磁的方法により)表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

(役員の設定)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上30名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とする。会長以外の理事のうち7名以内を副会長、常任理事及び常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常任理事及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、常任理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長、常任理事及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 会長、副会長、常任理事及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告をしなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

5 理事は再任されることができる。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

2 理事及び監事を解任しようとするときは、解任の決議を行う総会において、その理事及び監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

第27条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問の任期は、役員任期による。

4 顧問は、理事会に出席して、この法人の事業の遂行について各般の意見を述べることができる。

(事務局)

第29条 この法人の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

- 3 職員は、会長が任免する。ただし、事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、常任理事及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は、会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めたとき又は理事の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき開催する。

(議長)

第33条 理事会の議長は会長がこれにあたる。

(定足数)

第34条 理事会は理事の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第36条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第23条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第39条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 この法人の事業報告及び、決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 第1号の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置きするとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置きするものとする。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の議決を得なければならない。

(基本財産の維持及び処分)

第43条 この法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして、理事会で定めた財産を基本財産とする。

- 2 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に務めるものとする。
- 3 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を経なければならない。
- 4 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 委員会

(委員会)

第44条 この法人の事業を推進するために必要のあるときは、理事会はその議決により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は理事会の議決により別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第47条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第48条 法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は山脇成人とする。
- 3 この法人の最初の理事は山脇成人、津久江一郎、渡辺邦男、中村英雄、清川育男、岡本智恵子、河村隆弘、衣笠隆幸、吉田智郎、中田克宣、坪田信孝、前場幸登、藤土圭三、河村隆史、平石協、藤本浩子、近光章、高木節、岸本益実、中津完、近未文彦、合田生広、中川惣一、牧原明人、川村慎二とする。
- 4 この法人の最初の監事は長尾邦雄、児玉久とする。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一

般法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。